平成２１年（フ）第１４５号
茨城県石岡市真家2502番地107
債務者　近藤　秀明
1　決定年月日時　平成21年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１４７号
茨城県土浦市下高津２丁目１番１―203号
債務者　小出　義典
1　決定年月日時　平成21年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１４９号
茨城県つくばみらい市筒戸2143番地３　オークヒルズＦ101
債務者　梅澤　智子
1　決定年月日時　平成21年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１５２号
茨城県石岡市小幡706番地11
債務者　上谷　和江
1　決定年月日時　平成21年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第５６９号
埼玉県北埼玉郡北川辺町大字麦倉3123番地10、住民票上の住所埼玉県北埼玉郡北川辺町大字麦倉3618番地２
債務者　堀島　正次
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６５７号
埼玉県加須市東栄１丁目７番28号
債務者　増田　義一
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６８１号
さいたま市大宮区上小町463番地４　古波蔵アパート201号
債務者　末木　直子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７１４号
埼玉県上尾市緑丘５丁目２番５号
債務者　中山　　章
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７５９号
さいたま市浦和区常盤３丁目６番７―202号　大西勝晃方
債務者　齊藤　直樹
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７８４号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地２―17―507
債務者　大石眞由美
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３９２号
さいたま市西区三橋５丁目1159番地１
債務者　八反田萬里子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第４１０号
埼玉県志木市中宗岡２丁目24番９号　プレジール105号、旧住所埼玉県朝霞市西弁財２丁目１番23―608号
債務者　舟木　善雄
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第４１１号
埼玉県志木市中宗岡２丁目24番９号　プレジール105号、旧住所埼玉県朝霞市西弁財２丁目１番23―608号
債務者　舟木　成子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第４３９号
さいたま市緑区東浦和７丁目32番地14　パレマロン201号
債務者　石本　　猛
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５１９号
埼玉県鴻巣市吹上本町５丁目９番２号　コーポ佗助101号
債務者　根本かおる
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５２４号
さいたま市南区大字大谷口5413番地　６棟403号
債務者　稲垣　直子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６６９号
埼玉県南埼玉郡白岡町西７丁目６番１
債務者　渋澤　　豊
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係